



等の精神に則り、両社の自主・自立性を尊重しつつ、両社の間において資本上及び業務上の提携（以下「本提携」といいます。）を行う予定です。

つきましては、本定時株主総会において、本株式交換により当社の普通株式を取得するホームセンターバローの株主であるバローホールディングスに対しても議決権を付与することが、本事業統合（本株式交換）及び本提携の趣旨に合致するものであると判断し、会社法第124条第4項の規定に基づき、本定時株主総会における議決権の基準日（2019年2月28日）後に本株式交換により当社の普通株式を取得するホームセンターバローの株主であるバローホールディングスに対しても議決権を付与することといたしました。

なお、この議決権の付与は、当社とホームセンターバローとの間で2018年11月8日付で締結し、2019年2月15日開催の当社の臨時株主総会にてご承認をいただいた、株式交換契約第9条に基づくものです。

以上